

# 動物供養協議会 内規

平成27年5月28日施行

- 第 1 条(内規の失効) 平成20年10月2日施行の本協議会の寺院部会内規、石材部会内規、火葬部会内規については、平成27年5月28日の動物供養協議会規約改正に伴い失効するものとする。
- 第 2 条(目的) 動物供養協議会の方針にしたがい、動物供養およびペット葬儀などの供養に関するガイドラインを策定し、この研究および推進を図ることを目的とする。
- 第 3 条(活動) 上記の目的を達成するために次の活動を行う。
- 1、動物供養およびペット供養に関する諸課題の調査・研究
  - 2、動物供養およびペット供養の普及
  - 3、動物供養およびペット供養に携わる会員のサービスの均一化
  - 4、動物供養およびペット供養に携わる会員相互の親睦
  - 5、その他目的達成のために必要な事項
- 第 4 条(会務の所管) 総会において選出された理事は次の会務の所管を担当する。
- 1、総務(事務)
  - 2、会計
  - 3、渉外(新会員勧誘・広報)
  - 4、布教(資料作成)
  - 5、物販(物品の販売・管理)
- 第 5 条(会計監査) 会計監査は、総会において一般会員から選出する。
- 第 6 条(ブロック長) ブロック長は、理事長が寺院会員から選出し委嘱する。
- 第 7 条(入会基準) 一、寺院会員
- 1、各既成教団において、宗派・戒脈を授与された者。もしくはそれに準ずる僧侶資格を有する者。
  - 2、会員からの推薦を受けた僧侶資格を有する者を役員会において審議し承認を得る。
- 二、一般会員
- 1、墓地建立および墓地・霊園を紹介・案内できる石材店
  - 2、固定炉にて火葬業務を営む者は、以下の基準を設ける。
    - ①所在地を管轄する自治体の許認可が必要な場合は、その認許可を受けている。
    - ②僧侶立ち会いのもと、お別れできるスペースを有する施設。
    - ③納骨施設を有する施設。
  - 3、移動炉にて火葬業務を営む者は、以下の基準を設ける。
    - ①所在地を管轄する自治体の許認可が必要な場合は、その任許可を受けている。
  - 4、その他、本協議会の目的に賛同後援する者
  - 5、会員からの推薦を受けた石材店、火葬業者、その他賛同後援する者を役員会において審議し承認を得る。
- 第 8 条(内規の改正)  
(付 則) 本内規は、役員会承認のもとに改正することができる。  
本内規は平成27年5月28日から施行する。